申　　立　　書

令和　　年　　月　　日

　八幡平市長　　様

申立者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団　体　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

　大更駅前線沿道商業用地取得申込にあたり、下記の事項に該当することを申し立てます。

これらの事項と相違することが判明した場合には、契約解除等の八幡平市が行う一切の措置につ

いて異議の申し立てを行いません。

なお、申立て事項の確認等のために、八幡平市が関係機関に対し照会を行うことについても同意

します。

記

１　補助事業が公害防止及び環境保全へ配慮するものであること。

２　市区町村税（個人又は法人の市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税をいう。）及び国税（所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税をいう。）を滞納していないこと。

３　民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがされていない者であること。

４　補助事業が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する事業の用に供されるものでないこと。

５　補助事業が八幡平市暴力団排除条例（平成25年八幡平市条例第16号）第２条第４号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員」という。）の活動を助成し、又は暴力団の運営に資する恐れがあるものの用に供されるものでないこと。

６　役員等（補助金の交付の申請をする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは申請する事業者の代表者をいう。）が、八幡平市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等でないこと。